

公益財団法人群馬県スポーツ協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第19条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第16条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給しない。
- 5 非常勤役員及び評議員は、無報酬とする。

(報酬及び賞与の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の報酬は次のとおりとする。

- (1) 給料
- (2) 地域手当及び通勤手当

- 2 本協会の常勤役員の報酬及び賞与の額は、別表のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月21日（その日が休館日・休日にあたる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 常勤役員の賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、6月及び12月に支給する。
- 3 報酬等の支給については通貨とし、本人から申し出があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 常勤役員が退任し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用)

第8条 本協会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 常勤役員の報酬月額

職 名	報 酬 月 額
理事長	350,000円までの範囲内
業務執行理事 (事務局長)	300,000円までの範囲内

2 常勤役員の賞与額

基準日在職の常勤役員の報酬月額＋役職加算率（報酬月額×15%以内）×5.0までの範囲内